

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案要綱

第一 戦没者等の遺族に対する援護の措置

平成二十一年四月一日における戦没者等の遺族で、平成十七年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいなくなったものに対し、特別弔慰金として額面二十四万円、六年償還の国債を支給すること。

第二 施行期日

この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。